

「平成22年度化学物質の排出量・移動量・取扱量」の集計結果

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法・P R T R法）、「埼玉県生活環境保全条例」（特定化学物質の適正管理）に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、化学物質の環境中への排出量・取扱量等について届出を行い、行政がその集計結果を公表することになっています。

平成22年度の川口市の集計結果がまとまりましたので、報告します。

1 集計結果の概要

(1) 届出状況

平成22年度から法及び条例の改正があり法対象が354物質から462物質に、条例対象が499物質から601物質になりました。そのため前年度と比べ総排出量が微増となりました。

化管法

平成22年度の届出（届出期間：平成23年4月1日から6月30日まで）は84件で、埼玉県は1,620件の届出があり、川口市は埼玉県の5%を占めています。なお、過年度届出（届出期間外）が1件ありました。届出数及び電子届出の割合は、ここ数年は横ばいとなっています。

埼玉県生活環境保全条例

平成22年度の届出は89件で、埼玉県は1,626件の届出があり、川口市は埼玉県の5%を占めています。平成18年度から運用が開始された電子申請の割合は増加傾向にあり、化管法と同様に電子届出が事業者に浸透してきています。

表1 届出状況

項目		年度	届出件数				
			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
化管法	紙面		50	50	54	39	40
	磁気ディスク		4	1	1	1	1
	電子情報処理組織		36	43	39	47	44
	合計		90	94	94	87	85
県条例	紙面		90	92	82	75	51
	電子申請		17	23	27	28	38
	合計		107	115	109	103	89

(2) 地区別届出件数

化管法

南平地区内の事業所からの届出が最も多く 22 件で、全届出件数の 26%、次いで新郷地区が 12 件で 14%、青木地区が 10 件で 12%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同様に南平地区内の事業所からの届出が最も多く 25 件で、全届出件数の 28%、次いで青木地区が 12 件で 13%、新郷地区が 10 件で 11%でした。

項目 地区	届出件数		項目 地区	届出件数	
	化管法	埼玉県生活環境保全条例		化管法	埼玉県生活環境保全条例
中央	6	6	神根	9	9
横曽根	8	9	芝	9	9
青木	10	12	安行	2	2
南平	22	25	戸塚	7	7
新郷	12	10	合計	85	89

(3) 業種別届出状況

平成 22 年度からエチレングリコールが届出対象物質から削除されたため、自動車整備業からの届出がなくなりました。また、医療業が届出対象事業所に追加されましたが本市での届出はありませんでした。

化管法

燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 37 件で全届出件数の 44%、次いで金属製品製造業が 12 件で 14%、化学工業が 10 件で 12%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同じく燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 37 件で全届出件数の 42%、次いで金属製品製造業が 14 件で 16%、化学工業が 13 件で 15%でした。

表3 業種別届出事業所数

業種名	項目	化管法		埼玉県生活環境保全条例	
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
製造業		42	44	46	46
	木材・木製品製造業	1	1	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1
	出版・印刷・同関連産業	8	8	9	7
	化学工業	10	10	13	13
	プラスチック製品製造業	3	3	3	3
	ゴム製品製造業	1	1	1	1
	鉄鋼業	4	4	4	3
	金属製品製造業	11	12	11	14
	一般機械器具製造業	0	1	0	0
	電気機械器具製造業	3	3	4	4
	石油卸売業	1	1	1	1
	自動車卸売業	1	0	3	0
	燃料小売業	37	37	37	37
	洗濯業	0	0	1	1
	自動車整備業	3	0	11	0
	商品検査業	1	1	1	1
	一般廃棄物処理業	2	2	2	2
	特別管理産業廃棄物処分業	0	0	1	1
	合計	87	85	103	89

2 化管法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

(1) 届出排出量・移動量

届出された大気や水域への排出量は209トン、事業所の外への移動（廃棄物移動）や下水道への移動量は534トンであり、排出量・移動量の合計は743トンでした。

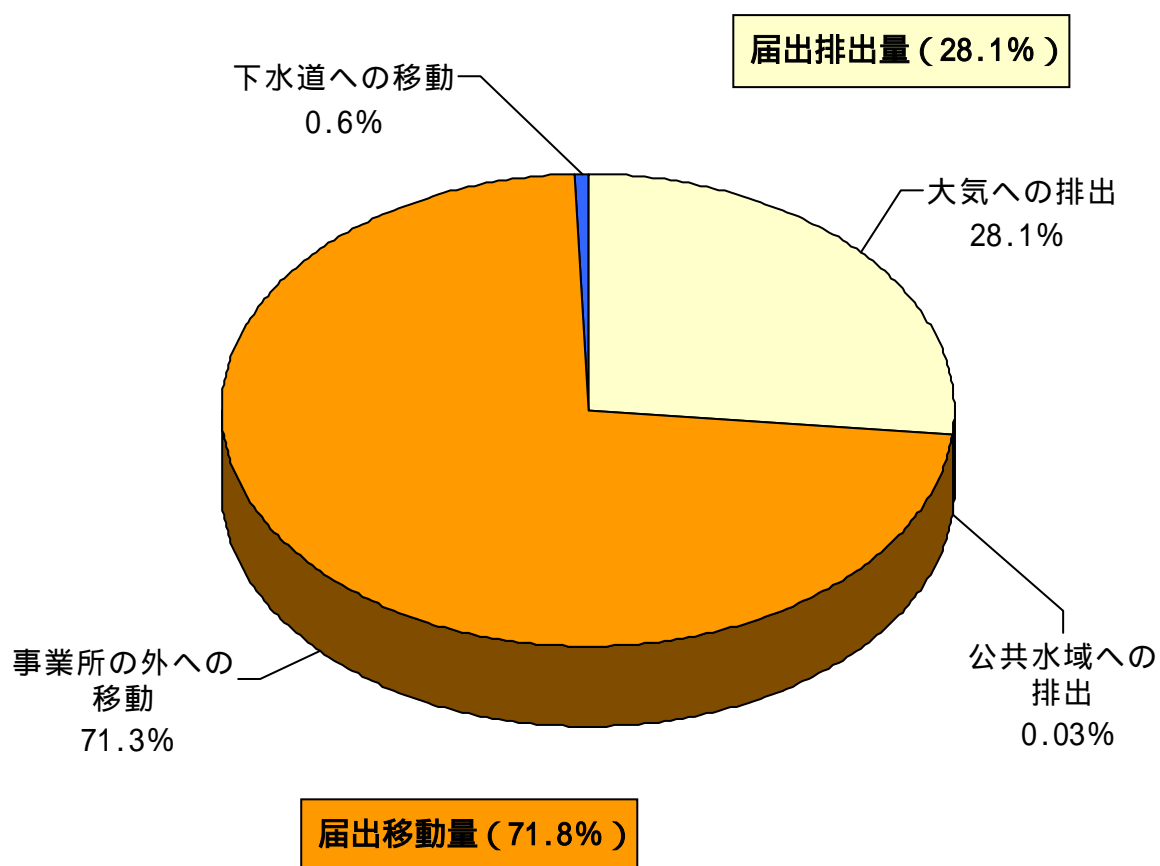
表4 届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目		年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総排出量	大気への排出		248	198	209
	公共用水域への排出		0.72	0.26	0.22
	土壌への排出		-	-	-
	埋立処分		-	0.01	-
	小計		249	198	209
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物移動)		518	539	530
	下水道への移動		4	4	4
	小計		522	544	534
総排出量・移動量			771	742	743

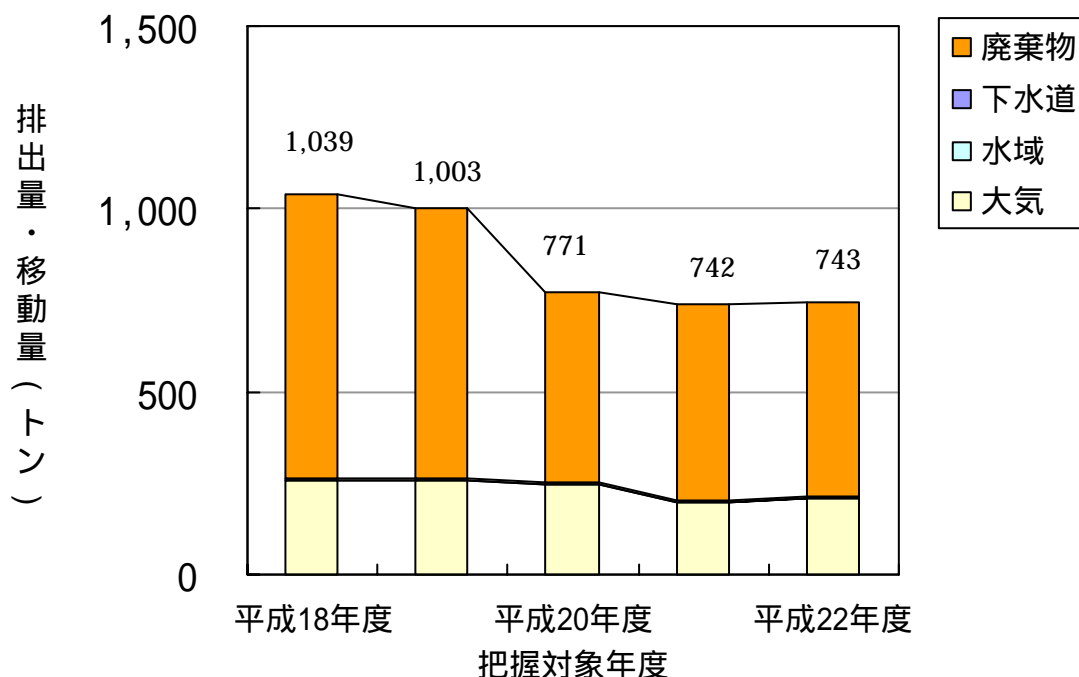
排出量・移動量は小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図1 媒体別の届出排出量・移動量の内訳



それぞれ四捨五入しているため、合計は100%になりません。

図2 届出排出量・移動量の推移



(2) 地区別の届出排出量・移動量

南平地区が最も総排出量・移動量が多く、以下、芝地区、新郷地区でした。

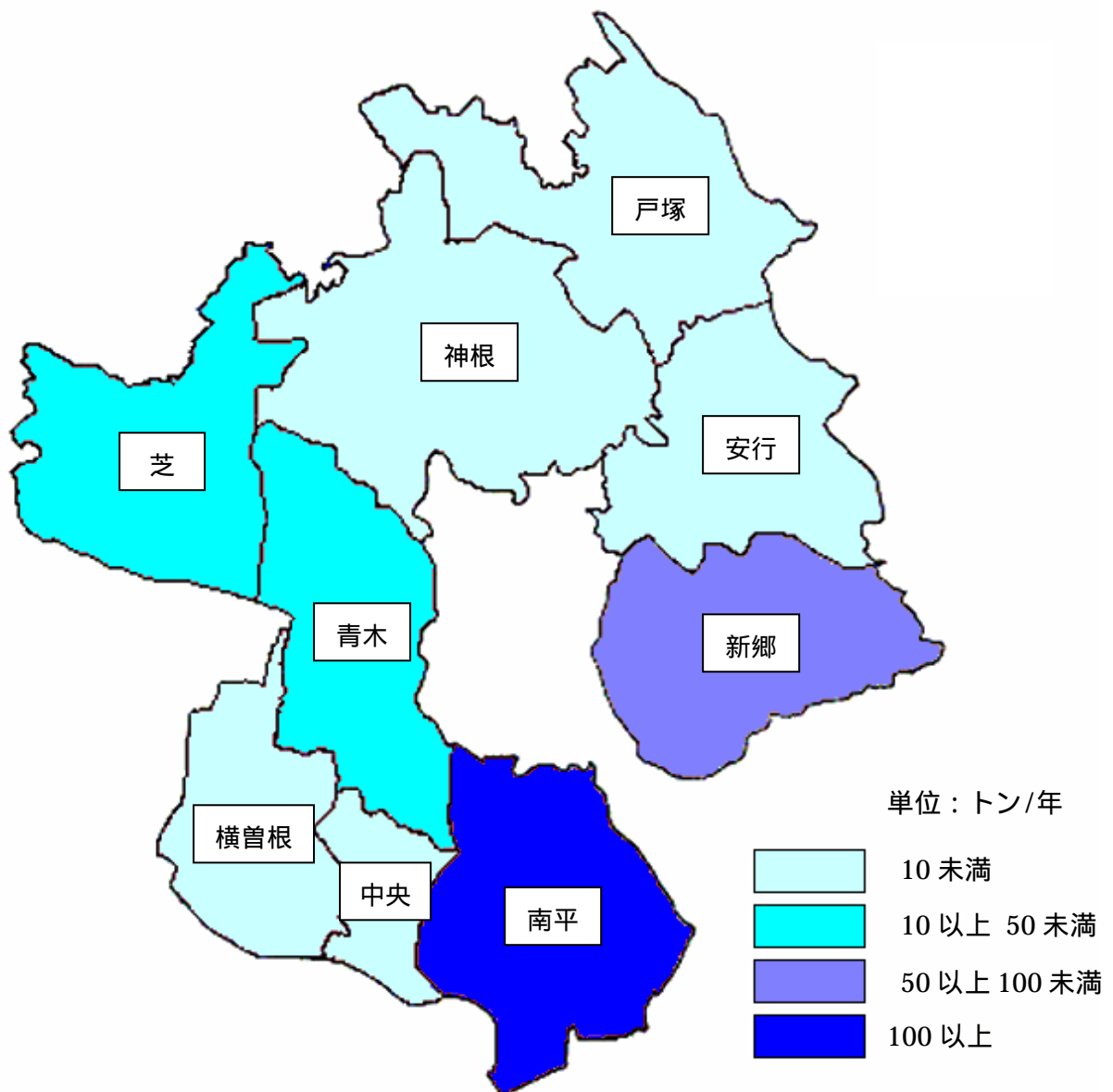
表5 地区別の届出排出量・移動量

(単位: トン/年)

項目 地区	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
中央	1.3	1.6	1.4	0.1	2.7	1.7
横曽根	7.6	5.6	10.3	0.2	17.8	5.8
青木	10.3	7.9	8.1	7.2	18.4	15.1
南平	107.8	102.7	337.8	322.2	445.6	425.0
新郷	54.6	68.7	48.7	26.0	103.3	94.7
神根	0.6	1.4	8.7	27.0	9.3	28.4
芝	15.4	20.2	128.5	151.2	143.8	171.5
安行	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2
戸塚	0.5	1.1	0.0	0.0	0.5	1.1

総排出量・移動量及び増減については小数点第2位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しません。

図3 地区別届出排出量



(3) 届出排出量上位 5 物質

排出量が多かった上位 5 物質の合計は 199 トンで、排出量の 95% を占めています。排出量上位 5 物質のうちトルエンの排出量が最も多く 157 トンで全体の排出量の 75%、次いでキシレンが 19 トンで 9%、次いでトリクロロエチレンが 12 トンで 6% でした。

最も排出量が多いトルエンは、化管法による届出が開始された平成 13 年度の 888 トンから大幅に削減されていますが、ここ数年は横ばいとなっています。

図4 届出排出量上位5物質

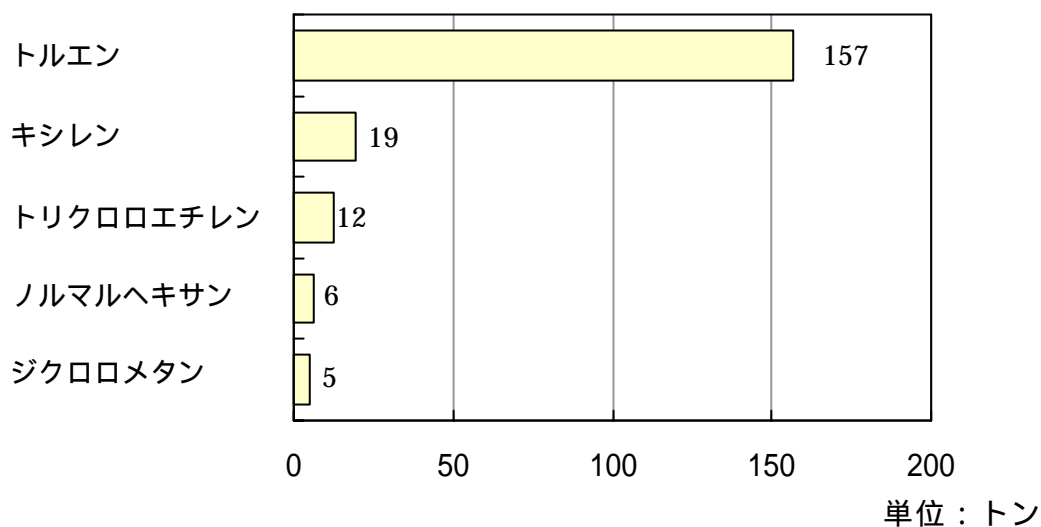
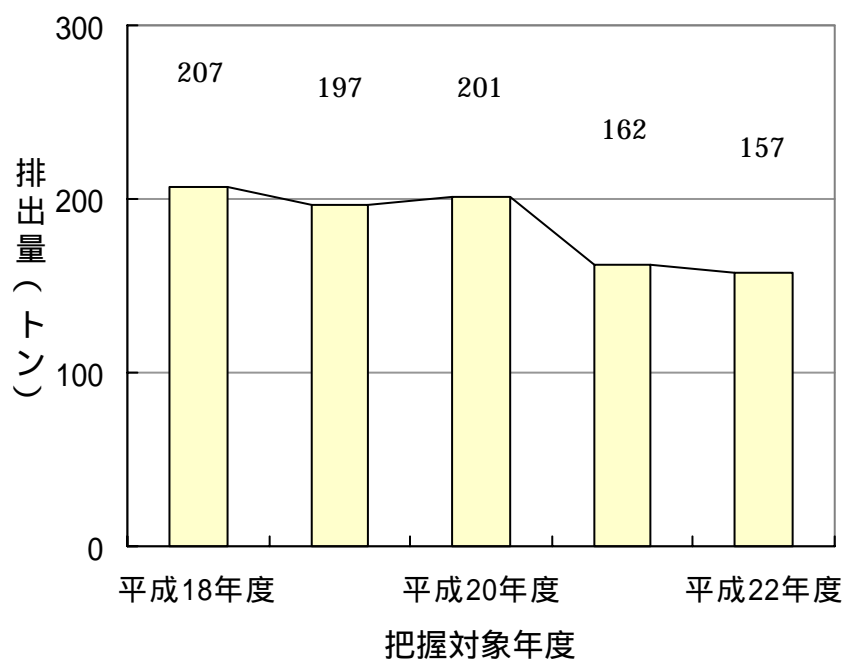


図5 トルエンの届出排出量の推移



(4) 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

総排出量の多い上位2物質である、トルエン、キシレンを多く排出する業種は以下のとおりです。トルエンは出版・印刷・同関連産業が最も多く、100.8トンの排出で全体の64%を占め、キシレンでは金属製品製造業が最も多く、16.1トンの排出で全体の84%を占めています。トルエン、キシレンは塗料の溶剤として多く使用されています。

表6 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

(単位：トン/年)

物質 順位	トルエン		キシレン	
	業種	総排出量	業種	総排出量
1	出版・印刷・同関連産業	100.8	金属製品製造業	16.1
2	化学工業	36.8	出版・印刷・同関連産業	2.7
3	金属製品製造業	15.6	燃料小売業	0.2
4	燃料小売業	1.9	化学工業	0.1
5	鉄鋼業	1.3	石油卸売業	0.0

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質の取扱量について

(1) 届出取扱量の内訳

取扱量報告の対象となる特定化学物質 601 物質の合計は 38,517 トンでした。そのうち、化管法に基づく排出量及び移動量の届出対象となっている第1種指定化学物質 462 物質の取扱量は、31,731 トンでした。また、第2種指定化学物質 100 物質は 86 トン、県指定の特定化学物質 39 物質は 6,700 トンでした。

表7 平成22年度の川口市の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

項目 物質	特定化学物質			
	合計	第1種	第2種	県指定
取扱量	38,517	31,731	86	6,700

有効数字の関係で、取扱量とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

表8 平成22年度の埼玉県の取扱量の内訳

(単位：トン/年)

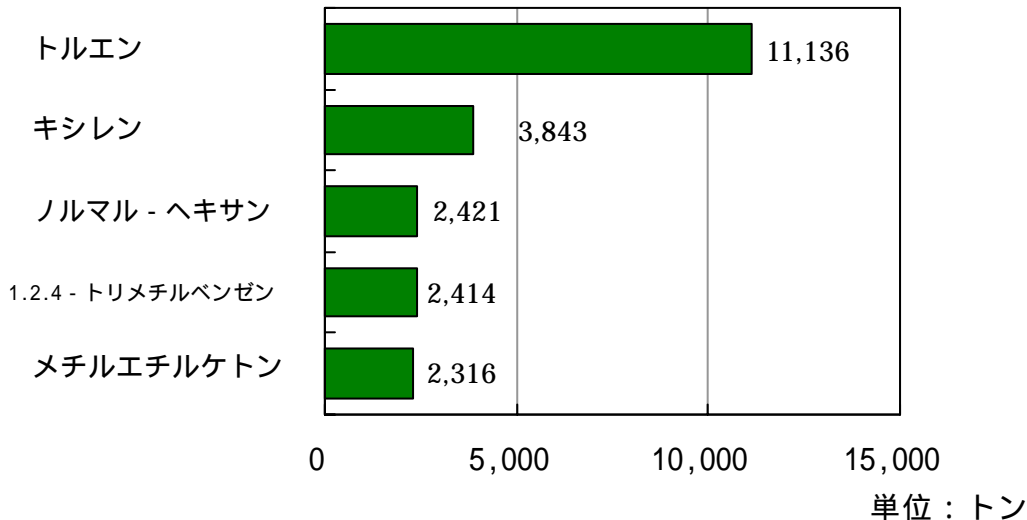
項目 物質	特定化学物質			
	合計	第1種	第2種	県指定
取扱量	825,802	694,386	837	130,578

有効数字の関係で、取扱量とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

(2) 届出取扱量上位 5 物質

取扱量の多かった上位 5 物質はトルエンが 11,136 トンで全体の 29%、次いでキシレンが 3,843 トンで 10%、ノルマル - ヘキサンが 2,421 トンで 6%、1.2.4 - トリメチルベンゼンが 2,414 トンで 6%、メチルエチルケトンが 2,316 トンで 6%の順でした。

図 6 届出取扱量上位 5 物質



【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

経済産業省 化学物質排出把握管理促進法

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省 P R T R インフォメーション広場

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

埼玉県 環境部大気環境課 化学物質の適正管理に関するページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kagaku-tekiseikanri.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理分野

<http://www.safe.nite.go.jp>

川口市 環境保全課 化学物質の適正管理について

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030236/28030236.html>